

## 「情報公開文書」

受付番号： 2022-6-014

### 課題名：東北地区急性大動脈解離に関する症例登録 Tohoku registry of acute aortic dissection (TRAD)

#### 1. 研究の対象

2017年7月から2022年8月までの期間で、急性大動脈解離と診断され、東北医科薬科大学病院心臓血管外科に入院した方

#### 2. 研究期間

2022年10月(病院長実施許可後)～2027年3月  
なお、本研究はレジストリーであるため、研究期間を延長する可能性があります。

#### 3. 研究目的

急性大動脈解離の患者を対象に、東北地区における発生状況、患者背景、治療方法、治療成績について疫学調査を行い、急性大動脈解離に対する迅速かつ正確な診断と適切な治療体系を確立し、解析結果を各共同研究施設から広く発信することを目的としています。

#### 4. 研究方法

東北大学心臓血管外科を研究総括施設とした多施設共同研究を実施します。

##### ① 診療情報の集積

対象患者が入院後、担当医等が前向きに症例登録を行い、その後、治療プロセスに関わるデータを順次入力していきます。なお、本研究への参加により追加される検査および費用はございません。

##### ② 慢性期予後の追跡

本研究の実施期間中、各施設にてフォローアップを継続していただき、毎年1回実施することにより、複数年にわたる慢性期予後の追跡を行います。

#### 5. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：登録医療機関、登録日、研究用ID、患者イニシャル、性別、生年月日、年齢、初回入院時の治療内容とその経過、退院時情報、遠隔期治療情報、大動脈解離での再入院の有無、CT所見、追跡時内服薬、血圧管理状況など

## 6. 外部への試料・情報の提供

データセンターへのデータの提供は、特定の関係者以外がアクセスできない状態で行います。対応表は、各施設の責任者が保管・管理します。

## 7. 研究組織

[研究総括施設]

東北大学心臓血管外科 齋木佳克

[共同研究機関]

|              |       |
|--------------|-------|
| 弘前大学医学部附属病院  | 皆川 正仁 |
| 青森県立中央病院     | 永谷 公一 |
| 秋田大学医学部附属病院  | 山本 浩史 |
| 岩手医科大学附属病院   | 金 一   |
| 岩手県立中央病院     | 小田 克彦 |
| 山形大学医学部附属病院  | 内田 徹郎 |
| 山形県立中央病院     | 阿部 和男 |
| 日本海総合病院      | 内野 英明 |
| 仙台厚生病院       | 畑 正樹  |
| 東北医科薬科大学     | 川本 俊輔 |
| 福島県立医科大学附属病院 | 横山 斉  |
| 総合南東北病院      | 菅野 恵  |

## 8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

**照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：**

連絡先：

〒983-8512 宮城県仙台市宮城野区福室 1-12-1

東北医科薬科大学医学部心臓血管外科

TEL：022-259-1221 (代)

**研究責任者：**東北医科薬科大学医学部心臓血管外科 教授 川本俊輔

#### ◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

#### ※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

#### ◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

#### ※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 第9章第20の2(1)＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合